

資料 4

医療・福祉施設等新型コロナウイルス対応等報償事業について

保健福祉課

1 事業目的

新型コロナウイルス感染拡大が続く中、町内の医療・福祉サービス維持のために運営を続けている町内の医療・福祉関係施設の運営者に対し謝意を示し、報償費の支出を行うもの。

2 事業主体等

事業主体は町、事業実施に要する経費（事業費、事務費）については、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用する。

3 事業対象

芽室町内にある医療関係施設、福祉関係施設を運営する法人。ただし、行政機関を除く。

4 報償金額

1 法人（事業者）当たり、従業員数に応じ次のとおりとする。

従業員数	報償金額
20 人未満	100 千円
20 人から 50 人未満	200 千円
50 人以上	300 千円

5 スケジュール

6 月町議会定例会議の初日に補正予算の提案を行い、議決後は速やかに対象法人へ申請案内を発送し、申請のあった法人へ報償金を交付する。

6 その他

今般のコロナ対策で、国や地方自治体が行う休業補償等の受給の有無によらず、本事業を進めるもの。